

可茂消防事務組合応急手当に係る見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、可茂消防事務組合（以下「組合」という。）が管轄する地域内における救急現場に居合わせた者（以下「バイスタンダー」という。）が応急手当の実施により組合の救急業務に協力し、その応急手当の実施に伴い感染症のり患が疑われた際の検査費用を、応急手当に係る見舞金（以下「見舞金」という。）として支給することで、その損害を軽減し、誰もが安心して応急手当ができる環境を整え、応急手当の普及啓発を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で用いる用語の意義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 応急手当とは、心肺蘇生処置、大出血時の止血、傷病者管理、外傷の手当及び搬送等をいう。
- (2) 偶発的事故とは、応急手当の実施中に生じた偶然な事故をいう。
- (3) 心肺蘇生処置とは、人工呼吸、胸骨圧迫心マッサージ及びAEDによる除細動をいう。
- (4) 感染症とは、エボラ出血熱、南米出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、HBV感染症、HCV感染症、HIV感染症及び梅毒をいう。
- (5) 感染検査とは、直後検査及び結果検査をいう。
- (6) 直後検査とは、偶発的事故が発生した日から起算して7日以内（7日目の午後12時までをいう。）に行うもので、第4条に規定する見舞金支給対象者が応急手当の実施と関係なく既に感染症にり患していないかを確認するための血液検査等をいう。
- (7) 結果検査とは、直後検査を行った日から起算しておおむね3か月経過した時点で行うもので、偶発的事故による感染の有無を調べるための血液検査等をいう。
- (8) HBVとは、B型肝炎ウイルスをいう。
- (9) HCVとは、C型肝炎ウイルスをいう。

(10) HIVとは、ヒト免疫不全ウイルスをいう。

(適用要件)

第3条 この要綱の適用要件は、バイスタンダーが偶発的な事故により感染症にり患した疑いのある場合において、応急手当を実施した事実及び応急手当の実施に伴い感染症にり患した疑いがあることを組合管理者（以下「管理者という。」）が客観的に判断できるときとする。

(見舞金の支給)

第4条 前条に規定する適用要件に該当する者（以下「見舞金支給対象者」という。）が、感染検査を受けた場合は、見舞金として25,000円を支給する。

(見舞金の支給を認めない場合)

第5条 次に掲げる事由によって生じた事故に対しては、見舞金を支給しない。

- (1) 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者（以下「法定相続人」という。）の故意又は重大な過失
- (2) 見舞金支給対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- (3) 見舞金支給対象者の麻薬、あへん、大麻、覚醒剤又はシンナー等の使用
- (4) 見舞金支給対象者の疾病又は心神喪失
- (5) 地震、噴火又はこれらによる津波
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）
- (7) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (8) 前3号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (9) 第7号以外の放射線照射又は放射能汚染

2 前項に定めるもののほか、見舞金支給対象者の請求又は受領に不正の

事実があり管理者が不適正と判断した場合は、見舞金を支給しない。

(事故の届出)

第6条 見舞金支給対象者又は法定相続人は、見舞金の支給を受けようとするときは、その原因となった事故の日から起算して30日以内に事故発生状況を、組合に届け出るものとし、組合が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

2 見舞金支給対象者又は法定相続人が正当な理由がなく前項に規定する届出を行わなかったとき、又はその届出について知っている事実を告げなかったとき、若しくは不実のことを告げたときは、見舞金を支給しない。

(見舞金の請求)

第7条 見舞金支給対象者又は法定相続人は、見舞金の支給を受けようとするときは、応急手当に係る見舞金請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出するものとする。

(1) 見舞金支給対象者又は法定相続人の本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証等)

(2) 医療機関で感染検査を実施したことを証明する書類

(3) 見舞金の請求を第三者に委任する場合は委任状

(見舞金の支給)

第8条 管理者は、前条の請求書を受領したときは、その内容を審査し、支給通知書(様式第2号)により、見舞金支給対象者又は法定相続人に通知し、見舞金を支給するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に実施した応急手当により生じた事故については適用しない。

様式第1号(第7条関係)

別添

様式第2号（第8条関係）

別添